

土 木 環 境 委 員 会 記 録

<第3号>

令和6年第2回沖縄県議会（6月定例会）

令和6年7月22日（月曜日）

沖 縄 県 議 会

土木環境委員会記録<第3号>

開会の日時

年月日 令和6年7月22日 月曜日
開 会 午前10時1分
散 会 午後2時7分

場 所

第2委員会室

議 題

- 1 乙第11号議案 家屋損傷事故に関する和解等について
- 2 乙第12号議案 車両損傷事故に関する和解等について
- 3 乙第13号議案 車両損傷事故に関する和解等について
- 4 請願第4号及び陳情第72号の4外8件

出席委員

委員 長	仲 里 全 孝
副委員 長	糸 数 昌 洋
委 員	喜屋武 力
委 員	大 屋 政 善
委 員	下 地 康 教
委 員	又 吉 清 義
委 員	中 川 京 貴
委 員	玉 城 健一郎
委 員	山 内 末 子
委 員	新 垣 光 栄

委員 比嘉 瑞己
委員 瑞慶覧 長風

欠席委員

なし

説明した者の職・氏名

知事公室辺野古新基地建設問題対策課副参事	上 間 直 之
農 林 水 産 部 漁 港 漁 場 課 班 長	崎 山 春 樹
文化観光スポーツ部観光振興課班長	前 原 芳
文化観光スポーツ部スポーツ振興課班長	東恩納 昌子
土 木 建 築 部 長	前 川 智 宏
技 術 ・ 建 設 業 課 長	安 里 嗣 也
道 路 街 路 課 長	前武當 聡
道 路 管 理 課 長	奥 間 正 博
海 岸 防 災 課 長	川 上 呂 二
港 湾 課 長	高 良 亨
空 港 課 長	呉 屋 健 一
都 市 公 園 課 長	喜 納 久
警 察 本 部 交 通 指 導 課 長	前 原 孝 彦
警 察 本 部 警 備 第 二 課 長	大 瀨 洋 一

○仲里全孝委員長 ただいまから、土木環境委員会を開会いたします。
休憩いたします。

(休憩中に、事務局から委員会運営等について説明後、執行部入室)

○仲里全孝委員長 再開いたします。
本日の説明員として、土木建築部長外関係部局長等の出席を求めておりま

す。

まず初めに、乙第11号議案家屋損傷事故に関する和解等についてを議題といたします。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

前川智宏土木建築部長。

○前川智宏土木建築部長 本日は、スマートディスカッションに掲載されております資料1、議案説明資料土木環境委員会及び資料2の1から2の3により、御説明いたします。

ただいま表示同期しました資料1議案説明資料土木環境委員会を御覧ください。

乙第11号議案家屋損傷事故に関する和解等についてを御説明いたします。

本議案は、県道豊見城糸満線に県が設置した樹木による家屋損傷事故について和解をし、及び損害賠償の額を定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○奥間正博道路管理課長 資料2の1により御説明いたします。1ページの提出議案の概要中、4段落目の説明を御覧ください。

令和5年8月27日午後2時頃、県道豊見城糸満線に県が設置した樹木が倒れ、隣接する家屋の門柱及び塀を損傷させた事案でございます。

樹木は、街路樹として県が設置したものであり、県には管理責任がございます。相手方には、回避可能性はないこと等から、過失割合は10対0としております。損害賠償の額は14万3000円となります。

下段に位置図及び現地の写真の状況を掲載しております。

以上で、議案乙第11号の説明を終わります。

○前川智宏土木建築部長 以上でございます。

御審査のほどよろしくお願いいたします。

○仲里全孝委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第11号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑に際しては、委員自らタブレットの発表者となり、引用する資料の名称、ページ番号等をあらかじめ述べた上で該当するページを表し、質疑を行うよう御協力をお願い申し上げます。

また、質疑・答弁に際しては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔に要点をまとめ、要領よく行い、円滑な委員会運営が図られるよう御協力をお願い申し上げます。

質疑はありませんか。

新垣光栄委員。

○**新垣光栄委員** 第11号の議案、家屋損傷に関する和解等に対して、質疑をいたします。相手方の損害賠償額が14万3000円となっているんですけども、これはあくまでも損害賠償の金額であって、今この切り株とかがありますよね。写真で見ると、この玄関先。切り株のこの部分、赤丸のところの。この処分費用とかというのは、保険に入っているのかどうか。

○**奥間正博道路管理課長** 街路樹におきましては、こちら県の財産になりますので、県のほうで撤去または処分費用は県の管理費の中で支出しております。

○**新垣光栄委員** この木は県の財産ということで、切り株はまた別の予算で措置しているということになりますけれども、この1本の木を処分するのにどれぐらいの費用がかかっているのですか。

○**奥間正博道路管理課長** 撤去費用に関しましては、樹木の高さであるとか、幹周りとかありますので、個別で幾らというのはなかなか答弁しにくい内容になります。

○**新垣光栄委員** やはりこの撤去費用ですね、樹木の幹周り、高さ等々、また処分場からの距離とかいろいろ加味して、いろんな積算をやらないといけないと思うんですけど。その積算基準があると思いますので、ぜひこの案件に関しても幾らかかったのか、それで基準はどういうものなのか、これは今答えてくれという大変ですので、後でいいですので、私たち土木環境委員会で、共通の認識を持たないといけないと思っておりますので、必要があれば提出を、委員長、よろしくをお願いします。

○**奥間正博道路管理課長** 御指摘の内容をちょっと整理して、後日提出、または報告させていただきたいと思えます。

○**仲里全孝委員長** これで、新垣光栄委員の質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

糸数昌洋委員。

○糸数昌洋委員 事故発生が令和5年、去年の8月27日ということで、倒木の原因を知りたいんですけども、13号議案も同じ日になっていますよね。そういう木自体が弱っていたのかなというのもあると思うんですが、それ以外の原因というのは何でしょう。

○奥間正博道路管理課長 倒木には、根腐れやシロアリ等の食害が見られず、通常のパトロール等で予見が困難な樹木でございます。幹周りは50センチから60センチ、高さ五、六メートルで、葉も生い茂っており、これは推測になりますが、台風6号の強風で長時間あおられて、根が徐々に切断されて倒木したと。被災の時期も、割と風が強い状況もございましたので、度重なるダメージといたしますか、そういう内容で倒木に至ったのではないかという判断はしております。

○糸数昌洋委員 風が強かったという当日の状況もあったかと思えます。あと、この家屋の門等の損傷ということで、図はありますけど、この図を見る限り、何がどこを損傷したのかよく分からないんですが、ちょっと説明願います。

○奥間正博道路管理課長 今提示されている写真の2段目なんですけれども、ブロックの上部の飾り部分にずれが生じたというのと、下の3番目もそうだと思いますが、ずれております。それと左側のれんがなんですけれども、これも本来れんががありました、倒木によりこの部分が剥がれ落ちたという状況となっております。

以上です。

○糸数昌洋委員 ありがとうございます。

最後に3件、今回和解等の案件が出ていますけれども、大体1年ぐらいかかっている状況だと。和解に至るまで、このぐらいの日数を要するというのは、県の対応としては、大体そういう状況なんですか。

○奥間正博道路管理課長 和解までの期間は、個別案件的に時間がどのようになるとちょっとお答えしかねるんですけど、今回の案件に関しては、被害を受

けた方からの見積書の提出とか、被害の状況によって、どれぐらい費用がかかるという提示が、若干遅れてしまって、それに合わせて我々は手続を進めていたということになります。

以上です。

○仲里全孝委員長 糸数昌洋委員の質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

山内末子委員。

○山内末子委員 この写真を見てみますと、住宅街にある道路の街路樹ですけど、本当にこれ生い茂っていて、ふだんから、歩行者の皆さんとかにも影響があったんじゃないかなというふうに思いますけれども、その辺の住宅街にある街路樹の管理の状況について、お聞かせください。

○奥間正弘道路管理課長 道路の管理に関しまして、我々は日常的にパトロール等を行って、樹木に異常がないとか、そういうことは目視でやっておりますが、やはり樹木の本数が非常に多くて、全て一本一本確認するのは非常に難しいという状況になっています。

あと地元のほうからいろいろ要望とか危険性の通報といたしまししょうか、相談があれば、現地を確認して対応しております。もう1点、樹木に関しまして緑陰ということで、歩行者の影をつくるという位置づけも一部にございますので、必要な部分に関しては伐採をしますし、また台風の前であれば、危険性を予見できるものに関しては、あらかじめ伐採して対応している状況にあります。

以上です。

○山内末子委員 写真でしか状況が分からないんですけど、やはりこれを見てましても、特に住宅街の街路樹については、多々、例えば根の張るデイゴであったり、いろんな大木になるようなものが、まだそれがあって、根が張っていて、自転車で通行中に転んだとか結構あるんですよ。お年寄りの皆さんも今、歩行するとき、シニアカーとか、かなりそういったところで危険性のあるところが出てきているのかなというふうに思いますので、今回の件も含めてですね、しっかりとその管理体制、パトロールの強化、そういうことについてはやっていかないと、かなり今ほかのところでもちょっとしたことの障害は出てきていると思います。そういった観点からも、今回のこの事故も含めて、ぜ

ひしっかりとした管理体制の強化という意味では、部長、その辺しっかりとお願いをしたいと思えますけど、どうでしょうか。

○前川智広土木建築部長 道路の管理に関しましては今、課長がお答えしたとおり、日頃からパトロールをやっておるんですけれども、委員御指摘のとおり、歩道のちょっとした段差ですとか、そういったところでシニアカーとかあるいは車椅子など、通行に支障があるというお話をよく耳にいたします。そういった通報がある場合には、丁寧に現場を確認して、都度対応するなど、適正な道路の管理に努めてまいりたいと考えております。

○仲里全孝委員長 山内末子委員の質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

中川京貴委員。

○中川京貴委員 乙第11号議案、家屋損傷事故に関する質疑をしたいと思っております。今道路管理維持費の予算は幾らありますか。

○奥間正博道路管理課長 令和6年度におきましては、県単道路管理事業費としまして、管理の委託費としまして11億2400万円ほどを計上しております。

○中川京貴委員 今、11億の予算の中でこういった種の管理費は幾らありますか。

○奥間正博道路管理課長 手元にある資料が令和5年度になりますが、令和5年度におきましては1億9200万円ほどの予算を支出しております。

○中川京貴委員 部長にお伺いしたいんですけれども、過去にそういった事故、また人身事故もあったりして、今、先ほど委員から質問ありましたけども、この木が倒木して人命に影響がなかったということは不幸中の幸いになるんですが、過去に県道沿いで、グレーチングの関係で人身事故が起きたり、あれも何千万だったと僕は記憶しております。そういった予測されるところは、県民の生命または財産に関わる場所は、予算化をきちっとして、特に地元から要請があるところは、事故が起きたときの損害賠償は想像を絶すると思えますので、ぜひ県の職員はもちろんそうですけど、企業関係者、業者にも委託して、事故がないように対策をしていただくよう要望申し上げます。

部長、いかがでしょうか。

○前川智宏土木建築部長 お答えします。

やはり道路の管理という面におきましては、安全というのは最優先すべき事項であるというふうに考えております。通常の道路パトロールにおいても、その点を念頭に置いてパトロールはしているところではございますが、そのほかいろいろ通報をいただくこともございます。そういったものも含めまして、安全を第一に、まずは管理をして事故のないように事務所とも連携して取り組んでいきたいと考えております。

○仲里全孝委員長 中川京貴委員の質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

下地康教委員。

○下地康教委員 今回の案件というのは、和解ということでありますけれども、その前に今いろいろ議論をされているんですけども、やはり管理の在り方というのが問われるのかなと思っています。

写真を見る限りですね、樹木が生い茂っている状況の写真を見るとこれ、もう点字ブロックも覆いかぶさって、それでもう樹木が歩道を全面的に占拠をしていますね。恐らくもうこれ通行不可能な状況だったんじゃないかなと。ただ倒木云々というよりはもう管理体制がもうほとんどないような状況じゃないかなというふうに、写真を見る限りでは見えます。つまり、やはり問題視するのはその管理体制かなというふうに思っています。

先ほど委員の中から御質問があったように、その管理体制をしっかりとやらないといけないということではありますけれども、例えば松とかですね、そういった根を張るような植物だと車椅子が通れないとかそういった状況が多々見られる場合があります。問題は、私はその管理状況、管理の仕方だというふうに思いますね。だから、要するに日頃のチェック、つまり今の状況はどのぐらいの改良が必要なのか、つまりレベル、例えばレベル1からレベル3まで規定をして、それで、今の状況はレベル3ですよとかレベル2ですよとかそういったきめ細かな管理体制をして、その予算がなかなか回らないかもしれないんですけども、ただ、この現状を、管理者がどういうふうに把握しているのかというところを、しっかりと示す必要があるのかなというふうに思います。なので、適切な管理と言いますが、やはりその目に見えるような、また県民が理解をできるような管理の仕方というのを、しっかりと議論をしていただき

たいなというふうに思っています。要するに、その管理者として、今の状況をどういうふうにして認識しているのかということの方が分かるような管理の仕方ということをお願いしたいというふうに思いますけれども、これはどうでしょうか。

○奥間正博道路管理課長 まず最初に1点だけ、提示しましたこちらの写真は、既に倒木した写真になって、木が倒れた後の写真になります。本来は右側に黒っぽく根が、幹が見えますが、本来はそこに立っていた木が倒れて、歩道の上に落ちた状況になっており、本来は木が上に伸びていて、歩道は歩ける状況になっておりました。委員御提案の管理をどうするかということなんですけれども、県は令和6年3月に、街路樹維持管理ガイドラインというものを策定しまして、こちらで、地域にあった樹木はどのようなものがあるかとか、あと街路樹のデータベースを構築しようということで、県の街路樹をそれぞれ管理するシステムをつくらうということで、現在、植樹の管理のデータベースの構築をして、更新するのか、またはどのような状況なのか把握していくということを進めております。

以上です。

○仲里全孝委員長 下地康教委員の質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

比嘉瑞己委員。

○比嘉瑞己委員 よろしくお願ひします。

復帰から50年以上たって、こうした根腐れとか、木が大きくなっているというのもあると思うんですけど、私が今、相談を受けていて、これは市の管理の道路の木だったので、那覇市の対応になるんですけど、桜の木だったんですね、その1本の木が虫に食われていて、危ないということだったんですが、ほっておいたらそのとおりの全部なっちゃったんですよ。最初のときの対応が必要だったのかなと思って。久米島の松くい虫もそうですけれども、そういった意味で、関係者の話で樹木医、木のドクターがいるということなんですけれども、ただ沖縄には少ないという話を聞いているのですけれども、県としてもそういった樹木医の採用とか委託といった、そういったパトロールがあれば、早め早めに対応ができるんじゃないかなと思うんですけども。課のほうでこういった検討はありますか。

○奥間正博道路管理課長 課内でちょっと樹木医のお話まではございませんが、一応街路樹の害虫に関して我々も課題を持っておりますので、例えば、アカギとかが結構虫を落とすとか、委員御指摘のリュウキュウマツに関しては、昨年度久米島でも発生したということで早期の対応が必要だろうということで薬液注入をして対応したとかありますので、ちょっと我々のほうも一応、現在、緑化組合とか、そういうところと意見交換しながら適正な管理を進めていきたいと考えております。

○比嘉瑞己委員 樹木医の人数自体が少ないそうなので、すぐにとというのは難しいと思うんですけども。やはりこれからも沖縄も復帰50年を超えてきていますので、皆さんこのデータベース化しているというのはすごい前進だと思うんですが、専門の樹木医の皆さんの意見を聞けるような仕組みというのにも検討を始めるべきだと思うんですけども、最後に部長にお願いします。

○前川智宏土木建築部長 委員から樹木医の活用という御提案と受け取っております。やはり私どもよりもそういった樹木の専門家の御意見というのは非常に貴重かと思えます。その点につきましては、委員会等で樹木医の参画をお願いするとか、あとはまず非常に危険なものがある場合には、個別に樹木医の意見を聞いて、対策を考えるなどしてきたところもございます。今後とも有効に、効率的に活用できるように樹木医の方との意見交換等は進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○仲里全孝委員長 比嘉瑞己委員の質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

喜屋武力委員。

○喜屋武力委員 この木の種類なんですけど、多分これは広葉樹になっていると思うんですけどね。広葉樹というのは上に伸びて相当広がって頭が重くなって倒れるというのは、大体分かっているんですよ。その隣に電話線とか、こういったものが通っているのを、これ見ている中では、台風時に枝なんかかかっている電話線とか電線とかにひっかかるところもたくさんあるんですね。そういった中で、この広葉樹は何年ぐらい前——同じものが大体この通りに植えられていると思うんです。そういった中で、1本だけ撤去して大丈夫なのか、これからの管理体制について答えてください。お願いします。

○奥間正博道路管理課長 県のほうで先ほど御案内しましたけども、令和6年3月に街路樹植栽維持管理ガイドラインを策定しております、この中で管理に関しましては、植樹の剪定とか、植樹基盤というのはますの形状で、あと剪定管理方法、管理しやすい植栽とか、問題点の改善について記載をしまして、病虫害等も含めて管理をするということで現在ガイドラインを作成しまして、管理のしやすい方法等を提示はしております。

○奥間正博道路管理課長 現地で今回被災を受けた樹木は、ガジュマルの木となっております。前後にも同様の木はございますので、それに関しましては土木事務所のほうで、危険性がないかというところの確認は行っております。
以上です。

○喜屋武力委員 この通りに何本ぐらい植栽されているのかな。危険箇所が何か所ぐらいあるのかな。

○奥間正博道路管理課長 具体的にどれぐらいの本数が現地にあるかというのが、現在整理されておられませんので、県のほうで、街路樹データベースの整備ということで契約をしておりますので、その中で、どこにどういう木があるというのを把握していくという準備を進めております。

○喜屋武力委員 今回この門と塀ですけどね。多分、車庫前とか、車が出入りするところにもあると思うんですよ。そのときに車を潰したり、車庫とか潰した場合にはもっと被害金額は出ると思うんですよ。そういったものから考えてやらないと、出費が出る一方になりますので、ぜひ考えて、管理体制をちゃんとやってもらいたいなと、よろしく願いいたします。

○前川智宏土木建築部長 御指摘ありがとうございます。特にこの周辺に危険なところがないかというのは、事務所のほうで確認をしているところでございますが、その他の箇所も含めまして、危険木の調査、確認、こういった損傷がないように取組を進めてまいりたいと考えております。

○喜屋武力委員 よろしく願いいたします。終わります。

○仲里全孝委員長 喜屋武力委員の質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

玉城健一郎委員。

○玉城健一郎委員 すみません。1点だけ、1点はこの倒れた樹木のほうなんですけれども、これは倒れる前、いつ剪定されたか分かりますか。

○奥間正博道路管理課長 申し訳ございませんが、ちょっといつ剪定したかという情報は得ておりません。

○玉城健一郎委員 先ほどデータベースを今構築中ということで恐らくデータベース、どれだけの本数をこれから管理するのかということが、今からどんどん出てきますし、今後剪定とかそういったものもデータベースに反映されていて、管理しやすくなるという認識でいいですね。これはいつから運用開始になるのでしょうか。

○奥間正博道路管理課長 今年度におきましては29路線をデータベース化するということで作業を進めております。データベースができ上がりましたら、今後剪定とか、また場合により移植とか、伐開した場合にはデータを更新していくことになるかと考えております。

○玉城健一郎委員 ありがとうございます。

非常にいい制度ですばらしいと思います。ぜひ前に進めていただきたいのと、データベースでどういったことが分かるようになるのか、それが分かる資料があれば後で提出をお願いします。

以上です。

○奥間正博道路管理課長 御要望の資料は整えまして、提示させていただきたいと考えております。

○仲里全孝委員長 玉城健一郎委員の質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○仲里全孝委員長 質疑なしと認めます。

以上で、乙第11号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第12号議案、車両損傷事故に関する和解等について及び乙第13号議案、車両損傷事故に関する和解等についてを一括して議題とします。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

○前川智宏土木建築部長 続きまして、表示同期しました資料1の2ページを御覧ください。乙第12号議案、乙第13号議案車両損傷事故に関する和解等については、一括で御説明いたします。

乙第12号議案は、県道那覇北中城線に県が設置した樹木による車両損傷事故について、乙第13号議案は、県道104号線上の倒木による車両損傷事故について、それぞれ和解をし、及び損害賠償の額を定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○奥間正博道路管理課長 資料2の2により御説明します。1ページ目の提出議案の概要中の4段目の説明を御覧ください。

令和5年8月13日午後2時頃、県道那覇北中城線に県が設置した樹木が倒れ、車両を損傷させた事案でございます。樹木は、街路樹として県が設置したものであり、県には管理責任がございます。

倒れていた樹木に衝突した事案で、晴れた日の午後2時頃で視認性に問題はなく、相手方には回避の可能性があったと考えられること等から過失割合は5対5としております。損害賠償額は1万5345円となります。

下のほうに位置図と写真を提示しております。

続きまして、議案13号の車両損傷事故に関する和解等についてでございます。資料の2の3により御説明いたします。

1ページ目の提出議案の概要中の4段目の説明を御覧ください。

令和5年8月27日午前0時30分頃、県道104号線上の倒木が走行中の車両を損傷させた事案でございます。

倒れた木が、県が所有する道路区域に自生していたことと、車両走行帯にはみ出していたこと等から、県には管理責任がございます。深夜で街灯が設置されていない箇所であること等、相手方の回避の可能性が低かったと考えられることから、過失割合は10対0としており、損害賠償の額は134万1100円となります。

写真、位置図等を下段のほうに提示しております。

以上で、議案乙第13号の説明を終わります。

○前川智宏土木建築部長 以上でございます。

御審査のほどよろしくお願いいたします。

○仲里全孝委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより乙第12号議案及び乙第13号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑の際は、どの議案に対する質疑であるか、議案番号を申し述べてから、質疑を行うようお願い申し上げます。

質疑はありませんか。

喜屋武力委員。

○喜屋武力委員 乙第13号議案なんですけれど、これは県が伐採しておいてあった木なのか、そして伐採した後に、やはりこっちは危ないということだね、危険防止の柵を何で立てなかったのかなというのがちょっと引っかかったんです。それがあれば、通行する際にこれをよけられたんじゃないかなと考えられるんですが、それについてはどうして対策しなかったのか。お願いします。

○奥間正博道路管理課長 当時台風6号により、道路区域外にある樹木が倒木していた状況で、こちら恐らくですけど消防か沖縄電力が通行の邪魔ということでよけた状況がございました。どなたがよけたというのはちょっと確認は取れておりません。しかしながら、その後、県がパトロールしたときに、道路が通行できる状況でしたので、特に県のほうに倒れているのは確認しておりましたが、ちょっと安全対策を怠ってしまったということで、その後通行した車両が事故を起こしてしまったという状況になっております。

○仲里全孝委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長から執行部に対し、質疑の主旨を踏まえて説明するよう指示があった。)

○仲里全孝委員長 再開いたします。

奥間正博道路管理課長。

○奥間正博道路管理課長 台風6号で倒れた木をどかしていただいたとか、よ

けたんですけども、その後の安全対策を十分行っていなかったということで、夜間であることから視認性が悪くて、事故を起こしてしまったと判断をしております。

○喜屋武力委員 今回この車の損傷事故だけで終わっているんですけどね。もしこれが死亡事故とかにつながった場合、大変な、大きな事件になりますよね。だから、消防かどこかがこれを伐採して片付けたみたいなんだけど、見たらこれ片付けられていますよね。それを僕見て言っているんですけどね。誰かが伐採して片付けたんだろうと見てはいるんですけど、その中にカラーコーンとか、夜間の危険防止の柵をやるべきじゃなかったかなど。そのままだったらやはりこういうところでは暗いもんですから、大きな事故が、死亡事故でも横転事故でも起こしたらもう、二、三名亡くなるような感じなんですよ。だから、今後やはり県もそういうところは強く、車にカラーコーンでも何でも載せて、ただ回るんじゃなくて、すぐ対策できるような仕組みを取らないと、県民の命を守るためには、ちゃんとした対策を取ってほしいなというのを要望しておきます。お願いします。

○前川智宏土木建築部長 ありがとうございます。

このように台風のときは全職員もしくは委託業者も含めまして、管内道路全部回るわけですが、どうしても優先、非常に危険な箇所から対応するということで、手が回らないところもございしますが、こういうふうに危険が及ぶようなところが想定できる箇所につきましては、可能な限り御指摘のとおりカラーコーンなどの安全対策を講じていくように取り組んでまいりたいと思います。

○仲里全孝委員長 喜屋武力委員の質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

新垣光栄委員。

○新垣光栄委員 乙第12号、乙第13号同じような事故だと思っておりますけども、この件に関して、そういった先ほど部長は安全対策が一番だということは分かります。しかし、相反することで、安全対策だから、もう街路樹は全部切って捨てるという発想もやはりあるわけですね。そういう発想になっては困ると。沖縄県は、国際的な都市を目指すのであれば、シンガポールや台湾やハワイのように、しっかり管理して、そういった安全面にも配慮して、樹木、街路

樹をしっかりと整えているということが、国際水準の観光地を目指す沖縄県を目指すところであって、そして沿道景観推進室を立ち上げた意義がそこにあると思っています。これを安全が優先だから切って捨てる、もう街路樹はいらないんだよという発想には至らないで、しっかりと両立する方向で進めていかないと困りますので、その辺の意見を聞いて、質問を終わりたいんですけども、そういう対策をしっかりとやっていただきたいと。

○前川智宏土木建築部長 今般、土木建築部道路管理課内において、沿道景観推進室を設置いたしました。魅力ある世界水準の道路景観を目指すということでやっておりますので、しっかりとそのような取組、また管理につきましても、こういった瑕疵が生じないように、事務所も一体となって取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

○新垣光荣委員 すみません。今の部長の意見をお聞きしてですね、もう安全を確保するためにも街路樹は要らない、切って捨てたほうが安全が確保できるという、そういったことには至らないようにですね、しっかりと両立して、沖縄県の景観を守っていくという意識の下で取り組んでいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

以上です。

○仲里全孝委員長 新垣光荣委員の質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

又吉清義委員。

○又吉清義委員 皆さん御苦労さんです。

ちょっと考え方は全く逆ですけど、新垣光荣委員が言ったように、木が倒れるから邪魔だからということで、全部危険だから切ってしまおうんだったら、地球は温暖化で緑が少ないと言っているから、大変なことになりますよ。

ただ、そこで皆さん、考え方を変わってもらいたいなと思って。私は乙第11号、乙第12号、乙第13号を見て非常に思うんだけど、我々は考え方を根本から間違えたんじゃないかなど。例えば正直言いますけど、県道に植栽されている街路樹、本当に皆さんは全部管理できますか。あんな膨大な数。どうですか。少ない予算でどのようにして管理できますか。

○奥間正博道路管理課長 県におきまして、日常のパトロール等を行いなが

ら、適正に管理はできていると考えております。

○又吉清義委員 別に提言ですから、心配しないでくださいよ、堂々と答えてくださいよ、私は正直言ってこれは無理だと思っております。なぜかと言うと、あんな膨大な敷地を、皆さんは一生懸命生活道路を整備をする、緑を植えて陰をつくる、これをやっているんですが、管理までしなさいと。これ、私は不可能と見ています。ただ、カナダで面白いことがあったのが、これは20年前に見たんですけど、非常にきれいな街がありました。街路樹も非常にすばらしかったです。何でこの街はこんなにきれいなのかと聞いてみたら、とても面白い助言が返ってきました。ここで働いている行政に関わっている方々は、2週間に1回は自らボランティア活動しないと駄目なんですよ、そういう条例がありますと。樹木が伸び放題になって荒れているのは、この地域に住んでいる公務員なり行政なり政治家の皆さんがちゃんと剪定しないと罰金があるんですよと。なぜそんなことするんですかと聞いたら、我々は国際観光都市だからと言っておりました。国際観光都市です。それを目指しているから、やはり自分のところをきれいにしないといけない。道もきれいにしないといけないと。これは住民の意識の問題なんですよ。

今我々県民挙げて行政挙げて観光立県を目指す中で、草は全部行政が取りなさいと。これは無理だと思いますよ。

しかし、皆さんが本当に観光立県を目指すために、県民にいかに協力を仰ぐか。いかにできるような環境をつくるか。そのために少し予算をかけるべきじゃないかなと私は思いますよ。例えば一例申し上げます。我如古交差点で国道330号の改良工事がありました。そうしたら、1期目が終わって2期目のところです。1期目はしたたか草が生えておりますし、2期目のところは一切花壇はありません。私はこれを、国道事務所に行ってどなりこんできました。うそだろう、こんな交通渋滞するところで、ただ道だけなの、花壇もないのと。答えは至って簡単でした。花壇にすると、当初は花を植えますが、2年後は草しか生えまないと、管理が大変ですということで、花壇が全部潰されておりました。そうしたら私が責任を取るから、ここは地域で草取りをしますからという約束の下に花壇を造らせました。地域でやっております。残念なことに、今回事情があって、我々は選挙もあって、とても花壇の手入れなんかできなくてですね、ある一部は草が生えておりますが、これも大謝名で取るんですが、そういうふうにして地域が立ち上がって国道、県道をきれいにするのが、上大謝名自治会です。週2回、土曜日は毎週出ます。ですから、大謝名から上大謝名、真栄原交差点までの街路樹、花壇、物すごくきれいです。安全管理を

しているんですよ。だからそういった体制を私たちは土木建築部の皆さんにつくってもらったらどうかと。ではどういうふうにつくるかですよ。先ほどの大きい街路樹があります。一般の方々にこれを剪定しなさいってこれもう無理です。だから皆さんがある程度一遍きれいに剪定して、あとは例えばこの近くの方々に、はさみとのこぎりはプレゼントしますから、皆さんでどうですか、好きな人、盆栽しながら、楽しみでやりませんかと呼びかけてみたら、結構、私は多いと思いますよ。

そしてなおかつ、地域の街路樹、花壇に関して危険な箇所があれば、すぐ皆さんに通報してくださいと。木が倒れそうであっても通報なんか、私はなかったと思いますが、まず通報はありましたか。今までこういった危ないから撤去してくれとか、剪定してくれとか。皆さんに通報とかもありますか。

○奥間正博道路管理課長 樹木が危険とかそういうお話があれば、土木事務所に連絡いただければ、我々が確認して、危険であれば実際撤去とかそういうことも行っております。

○仲里全孝委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長から執行部に対して、通報の有無について答弁するよう指示があった。)

○仲里全孝委員長 再開いたします。

奥間正博道路管理課長。

○奥間正博道路管理課長 この場所の木というわけではございませんが、個別に事務所のほうに通報というか危険だから撤去してくれとか、そういうのを受けて撤去等はしております。

すみません、通報はあります。

○又吉清義委員 通報があることはすごくいいことだと思っています。ですからこれを地域ごとに、もっと積極的にできるような体制づくりをしてはどうですかと。そうすることによって、例えばこの樹木を見て地域に住んでいる方は分かるんですよ。これはやばいなと。これは伸び過ぎで邪魔になっているなど。であれば皆さんは通報を受ければ、早めに処理することによって、被害がなくなるわけですよ。そういう体制をもう少し徹底すると。1点目はまずその

体制を強化するべきだと思いますが、いかがですか。

○奥間正博道路管理課長 現在我々の持続可能な国際観光モデル事業ということで、こちらでいう持続可能というのは、官民連携による将来的な維持管理の体制を構築することも視野に入れております。

その中で、行政とボランティア、また企業、特に地域、そこら辺が連携してどのような管理体制、継続的に景観を整えていけるかということ、課のほうで組織をつくりましたので、取り組んでいるところでございます。

○又吉清義委員 今取り組んでいるところで、見たことも聞いたこともないんですけどね。とにかくいかに周知徹底するか、かなり難しいし、具体的に取組んで、どのような通報体制で、住民とどのようにそれを連携プレーを今進めているか分からないので、少しだけ説明できませんか。たくさんいりません。

○奥間正博道路管理課長 現在でも県のほうでは道路ボランティア団体がありますので、そこら辺からもし危険であれば撤去してくれとかそういうコミュニケーションを取れるような体制は構築されていると考えております。

○又吉清義委員 多分周知をされているかもしれませんが、まだまだ不十分ですから、やはり我々は観光立県を目指すということで、道路をもっときれいにするという意識の下に、皆さんもそれは県民にいかに意識づけするか、できやすい環境にするかこれがとても大事かと思うんですよ。そういった意味で、そういった通報体制とかしっかりと持っていくために、さらに皆さんのいろんな角度で考えていただきたいなど。

あと少しだけ言いますが、街路樹が倒れて被害が出ているのは年々増えているんじゃないですか。どんなですか、統計的に。

○奥間正博道路管理課長 樹木による事故としては、ちょっと手元にある資料でいきますと、令和6年度に6件、令和4年度は3件、令和3年度が1件となっておりますので、台風等の影響等もあるとは思いますが、若干増えているというふうに考えております。

○又吉清義委員 年々増えてくるんですよ。そしてなぜ台風のときに倒れるかですよ。原因を考えたことはありますか。なぜ台風のときに、こういうふうに倒れるか考えたことはありますか。

○奥間正博道路管理課長 台風のとくに倒れるのは、台風による強風で木がダメージを受けて、倒木するのであろうと考えております。

○又吉清義委員 そうなんです。ふだん風が強くない日は、弱り始めた木も倒れないんですが、弱り始めてくるとやはり強い風で倒れてしまうわけですよ。台風でたくさん倒れます。その原因は兼箇段の衛生環境研究所は知っていますよ。なぜそういうふうになるか。これは今後ももっと増えますよ。減ることはないですよ。もっと増えますよ。ですから折れやすい木が出てくる、倒れやすい木が出てくる、枯れやすい木が出てくる。これは今後減るんだったら心配いりませんが増えるんですよ。兼箇段の県の衛生環境研究所、あそこは知っていますよ、その原因。何でこのようになってくるか。一度はぜひ尋ねてみてください。あそこも。

ですからそれを皆さん、横の連携を取って、将来的にぜひ街路をしっかりと管理していただきたいなということと、やはり地域住民の方々にも、そういった自分の周りの木に関して、街路樹に関して、どうしたら一緒にできるかというのを、そういった条件整備をすると、非常に不幸な事故も起こらなくなるだろうし、私はいい街ができるかと思えますよ。そうすることによって、最終的に難しいところは業界にしっかりと委託をすることによって、少ない経費で最小限の効果が出せると。そういうのは頑張っていたいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○前川智広土木建築部長 ありがとうございます。

委員御指摘の点につきましては、様々な団体の意見を聞くのが大事かと思えます。そういった団体の意見も聞いてみたいと思えます。それから、課長も答弁いたしましたけれども、官民連携の管理体制ということで、ボランティア、それから企業などの協力がなければ、やはりこういった沿道景観は実現できないと思っておりますので、そういったところへも参画を呼びかけて、県民一体となって、良好な沿道景観の形成に努めてまいりたいと考えております。

○又吉清義委員 最後に、ぜひそういった環境づくりを頑張っていたきたいことと、やっている自治会にはですね、やはり、いかに皆さん、連携してできるか、姿勢を示してもらいたいと。上大謝名自治会なり、長田自治会なり、皆さんから来たことは一度もないですよ。県道であり、国道であり、自らやっていますよ。それをどうするか、どのように扱うかですね。

そして最後にもう一点言いたいのは、ボランティア団体で花壇に花を植えたりするんですよ。そして、植えることは非常にいいんだけど、非常にもったいないなと思うのは、花の購入を僕らに任せてもらえば、1万円のできる花の購入を、皆さんはなぜか知らないけど業者に委託するんですよ。業者に委託したら、6倍くらいかかりますよ。これ業者ができるものは業者にさせる、民間でできるものは民間にさせる。なぜかと言うと、業者がこの花は買ってきて現地に持ってくると、設計費用をまず——皆さん設計を出しなさいと言う、買いに行く人件費を出さないといけないと言う、買って届ける費用も出さないといけないということで、そこをボランティアの団体に——必要でしたら、申請したら、どうぞ領収証控えでいつでも精算できますよと言えば、非常に気軽にできますよ。そういうのも変えてもらいたいなと。花とか要望するけど、皆さんすごく頭が固くてね。もうこれはそこしかやりませんので、そういうのもぜひ改善していただきたいということは、強く要望しております。ぜひ部長お願いできませんか。

○仲里全孝委員長 又吉清義委員の質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

山内末子委員。

○山内末子委員 お願いします。

乙第12号、乙第13号ともに台風による倒木ゆえの事故ということの説明がございました。乙第12号の事故の発生が8月13日、乙第13号が8月27日ですよ。ということは、乙第13号については、2週間たつての事故になっているわけなんですけれど。その間、状況的なものというのは、県は把握していたのか。そのまま倒れたままの状況でこの場所にあつて27日に事故になっていますけど、その間、ほかの通行者とかそういったところからも——危険な状況だったと思うんですけども、この辺の状況について、もう少し具体的にお願いいたします。

○奥間正博道路管理課長 乙第13号の件に関しましては、その前にあるのは確認はしていたんですけども、樹木が非常に大きくて、大型の機械等を使って撤去しないといけないということで、ちょっと時間がかかってしまったと。本来はそれまでの間、御指摘がありました、本来であればカラーコーンとかそういう危険の表示をすべきだったことを、我々がちょっと怠ってしまったということで、そこは反省する点でございます。ちょっと時間がかかったという

のは、やはり樹木が非常に大きくて、撤去するのが人間の力では移動ができないということで、時間がかかってしまったということになります。

○山内末子委員 これ134万円といいますと、車はもう大破していますよね。幸いにも人身事故ではなかったのですが、間違ったら本当にもっと大きな事故になっていたということ。そして把握はしていたということですので——その優先順位なんですけれども、台風の後には、樹木だけではなくて、沖縄県全体のいろんな被害に対して、土木の皆さんの片づけであったり、改善だったり、修繕だったり、いろんなものを結局優先順位でやられている。そういうことだと思っんですね。

ただ、その中でやはりこういったように2週間、分かっていたけど2週間後に事故があるとなりますと、やはりここは相当な管理の不手際ということを指摘されてもしようがないことだとは思っんですね。

ですからそういったところで、例えば災害があったときの処理の方法として、国道であったり県道であったり市道であったり、それぞれの管轄で、大きな災害の対策、処理というのが全部ばらばらで、多分出てくると思っんですけど。そういうときにはやはり、例えばここは恩納村ですから、恩納村との連携であったり、国道であったら、総合事務局との連携であったり、いつも災害対策本部とかをつくりまっんですけど、事後の処理の対策というのは、とても大事だと思っんですね。そこをしっかりと皆さんが——沖縄県が今できない、手が回らないところは恩納村にお願いするとかね、そういったことでの連携ということについては、今までどのようにやってきたのか、お願いいたします。

○前川智宏土木建築部長 基本的に災害等で通行止めになりますと、緊急輸送道路と言われる、例えば役所や病院とか、場合によって避難所があれば、そこに通ずる道をまず優先的に開けまっしょうということで、我々日頃からコミュニケーションを取っております。まずは車両が通れるようになるということを一の目的で行いまして、今回に關しましてはまずは通れる状況があったということで、これは反省すべき点ではございますが、若干見逃した点もあるのかなと思っております。やはり今後事故が起きないように、委員御指摘のとおり対応していますので、幸いにも人身事故に至らなかつたということなんですけれども、やはり反省して、今後の業務に生かしていきたいと思っております。

○山内末子委員 台風とか災害があったときには、もう本当にいろんな形で、まずは人命優先というところの優先順位を皆さんのほうでも決めていくと思っ

ます。この場所というのは、見てみますとやはり県道といってもあまり車が通らないというかそういった場所だと思いますので、そういったところでのちょっと優先順位のほうから外れていると思いますので、そういった観点から、でもそういうところだからこそまた余計に今回のような事故が起きているわけですから。細部にわたって、地域、特に自治体との連携、情報交換、コミュニケーションをしっかりと図っていく、改善するまでしっかりそこはお互いで共有していく、認識の共有というのはとても大事だと思いますけど。その辺のつくり方というんですかね、運営の仕方ということをもっともう少し工夫をしていただきたいと思いますけど。

部長、最後にそれをお願いいたします。

○前川智宏土木建築部長 こういった災害が起きますと、なかなか県の担当職員もしくは委託業者だけでは、目が届かない部分も委員御指摘のとおり出てまいります。そういった場合には、地元の自治会もしくは市町村などからの連絡調整というのは非常に重要となってまいりますので、今後ともそういった連絡調整を密にして、このような事案がなるべく発生しないように、連絡を密に取り組んでまいりたいと考えております。

○仲里全孝委員長 山内末子委員の質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○仲里全孝委員長 質疑なしと認めます。

以上で、乙第12号議案及び乙第13号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

補助答弁者の入替えをお願い申し上げます。

(休憩中に、補助答弁者入替え)

○仲里全孝委員長 再開いたします。

次に、土木建築部関係の請願第4号及び請願第72号の4外8件を議題といたします。

ただいま請願等について、土木建築部長の説明を求めます。

○前川智宏土木建築部長 土木建築部所管に係る請願及び陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

ただいま表示同期しました資料3 請願・陳情に関する説明資料の目次を御覧ください。

土木建築部所管の請願は新規1件、陳情は新規9件となっております。

それでは新規の請願及び陳情について御説明いたします。

3ページを御覧ください。

請願第4号首里城内旧沖縄神社本殿の復元に関する請願について御説明いたします。

過去の文献によれば、首里城正殿を沖縄神社拝殿とするとの記述があったことを確認しており、かつて首里城内に沖縄神社があったことは認識しております。

旧沖縄神社本殿の復元については、関係機関と連携を図りながら、関係者と意見交換を行っていきたいと考えております。

4ページを御覧ください。

陳情第72号の4令和6年度離島・過疎地域振興に関する要望事項に関する陳情について御説明いたします。

記の2、県では、離島における不調・不落対策として、標準積算と実勢価格において乖離が生じていると考えられる項目について、入札参加者に見積書を提出してもらい、その見積書を参考として予定価格を設定する見積活用方式の採用や、物価高騰対策として、最新の資材単価で積算し、適切に予定価格に反映しております。

また、労働者の宿泊や輸送等の費用などについては、地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更の試行工事の運用基準を整備し、受注者の支出実績を踏まえ、設計変更しております。

現場代理人や主任技術者の確保については、主任技術者の専任(兼任)の取扱いや現場代理人の常駐義務緩和等の対策を実施しております。

県の取組について、村と情報共有を図るとともに、必要な支援を行ってまいります。

記の3(1)、国によると、名護東道路の本部方面への延伸については、令和6年度から計画段階評価を実施するため、概略ルート及び構造の検討に着手したところであり、今後、地域の現状や道路の課題を踏まえた上で、地域への意見聴取なども行いながら、対応方針についての検討を進めていくとのことであります。

今後も、地元自治体と連携し、国に対して、早期の事業化を要望してまいります。

ます。

名護本部線への接続については、概略ルートの検討状況を踏まえ、国と意見交換を行いたいと考えております。

記の3(2)、離島・過疎地域における定住環境の整備は、地域振興を促進するため重要と考えております。

伊平屋・伊是名架橋については、多くの課題が明らかとなっており、建設工事費の縮減等について、調査・研究に取り組んできたところであり、これまでに、環境調査や土質調査等の現地調査を実施しております。

今後、これまでの調査結果等を踏まえ、事業化の可能性を検討してまいりたいと考えております。

記の3(3)、県では、国と連携し、交通渋滞緩和に資するハシゴ道路ネットワークの構築に取り組んでおります。

中部東道路は、令和3年3月、沖縄ブロック幹線道路協議会において、新広域道路交通計画の構想路線に位置づけられた道路であります。令和4年6月には、うるま市、国及び県で構成される中部東道路連絡調整会議が設置され、関係者間で継続して意見交換を行っているところであります。

引き続きうるま市や国と連携して、事業化の可能性を検討していきたいと考えております。

記の3(4)、県道伊計平良川線（宮城島工区）は、うるま市与那城池味から桃原までの延長約4.3キロメートルの道路で、円滑な交通の確保、観光施設へのアクセス向上を図ること等を目的に、平成24年度から事業に着手しております。

現在、用地取得等に取り組んでいるところであり、引き続き予算の確保に努めるとともに、うるま市と連携を図りながら、事業推進に向け取り組んでまいります。

記の3(5)、県道石垣空港線は、新石垣空港と国道390号平得交差点を結ぶ延長約8.9キロメートルの道路で、市街地までのアクセス向上を図ること等を目的に、平成21年度に事業着手し、これまでに延長約5.3キロメートルの区間を暫定供用しております。

現在、電線共同溝や市道新田線から県道大浜富野線に至る延長約1.9キロメートル区間の道路改良工事等に取り組んでいるところであります。

引き続き予算の確保に努めるとともに、石垣市と連携を図りながら、早期の全線供用に向け取り組んでまいります。

記の3(6)、歩道整備については、歩行者等の利用状況を踏まえ、歩道整備の必要性等を検討していきたいと考えております。

記の 3(7)、県管理道路の荒天時における越波対策等については、道路護岸等の整備を鋭意進めているところであります。

当該区間の過去の被害状況を踏まえて、緊急輸送道路や生活道路としての機能に影響を与える区間について、防災対策を検討していきたいと考えております。

記の 3(8)、無電柱化については、防災性の向上及び良好な景観の形成等を目的として実施しており、北部地域においては、現在、名護宜野座線等で無電柱化を推進しております。

無電柱化の推進に当たっては、電線管理者等関係者の理解・協力が不可欠であることから、引き続き関係者との合意形成に努め、無電柱化を推進してまいります。

記の 3(9)、ヤンバルクイナ等のロードキルを防止するために、北部管内では、国頭東線等において、小動物保護型側溝等の対策を実施しております。

引き続き関係機関と連携し、必要性を含め検討していきたいと考えております。

記の 3(10)、県管理道路沿いの枯損した雑木について、現場状況や優先順位を勘案し、伐採等を実施したいと考えております。

引き続き交通安全確保のため必要な道路維持管理に取り組んでまいります。

記の 3(11)、県道諸見勢理客線の未改良区間については、過去の事業などにおいて、地権者の合意が得られず、用地買収ができなかったことから未改良となっております。

同路線の改良、歩道整備及び交通安全対策につきましては、現場状況等を確認し、村と連携しながら地権者の同意等を確認した上で、検討していきたいと考えております。

記の 3(12)、当該箇所対策については、令和 2 年度に設計を完了しており、引き続き用地買収等について村と連携しながら対策に取り組んでいきたいと考えております。

記の 3(13)、管理道路の舗装補修については、現場状況や予算等を勘案し、優先度の高い箇所から順次実施しているところであります。

県道渡嘉敷港線については、令和 5 年度に応急的な対応として舗装や側溝等の補修を行っております。

なお、舗装の劣化が進行している区間も見られることから、必要な予算の確保に努めてまいります。

記の 3(14)、粟国港線の港湾進入路拡幅については、令和 2 年度に設計を完了し、令和 3 年度から用地取得に着手しております。引き続き村と連携しな

から整備に取り組んでいきたいと考えております。

記の4(1)、渡嘉敷川は渡嘉敷港を河口とした流路延長1.9キロメートルの2級河川であり、整備計画835メートル区間について平成28年度までに整備済みとなっております。

高波に起因する浸水対策については、今後整備予定の渡嘉敷港の静穏度向上対策により、一定の軽減効果があると考えられるため、その状況を踏まえ検討したいと考えております。また、上流の土砂等の撤去については、渡嘉敷村と調整を行いながら、対応を検討していきたいと考えております。

記の4(2)、内川は、座間味港を河口とした流路延長1.1キロメートルの2級河川であり、整備計画600メートルの内、平成18年度までに座間味村役場前までの350メートル区間について整備済みとなっております。

未整備区間については、占用施設及び護岸の状況並びに氾濫状況等を踏まえ、今後、座間味村と調整を図りながら、整備に向けて検討していきたいと考えております。

記の5、砂防事業は土石流等の土砂災害から人家、耕地、公共施設等を保全することを目的としており、砂防事業で整備する砂防堰堤は、上流からの土石流を受け止め、下流部への土砂流出を防ぐものとなっております。

県管理砂防ダムの河川再生の取組については、影響調査の結果等を確認した後、住民の生命・財産の安全確保及び自然環境への影響に十分留意しながら、検討していきたいと考えております。

記の6、平良海岸の北側に隣接する海岸については一般公共海岸となっております。

海岸保全区域の指定及び海岸保全施設の整備については、背後地の利用状況等を勘案して決める必要があるため、将来的な背後地の利用計画について、今後、東村と調整していきたいと考えております。

記の7(1)、島嶼県である本県の離島港湾は、離島地域の物流・人流を支える重要な役割を果たしていると認識しております。

そのため県では、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画等に基づき、離島地域の定住条件の整備や観光振興等を図るため、海上交通の安全性・安定性の確保、輸送需要の増大、ユニバーサルデザイン等に対応した港湾施設の整備に取り組んでいるところであります。

記の7(2)、本部港における整備の方向性については、新たに策定することとしている本部港中長期計画(仮称)において、本部町や関係機関と意見交換を行いながら検討していきたいと考えております。

記の7(3)、本部港における駐車場上の不足については、港湾背後用地に

新たに駐車スペースを確保するなどの対策について、関係町村等と意見交換や調整を行っているところであります。

記の7(4)、本部港における屋根付歩道については、関係町村等と調整を行いながら、整備に向けて取り組んでいきたいと考えております。

記の7(5)、伊江港における今後の新たな港湾施設の整備については、伊江村と意見交換を行いながら検討していききたいと考えております。

記の7(6)、仲田港の消波ブロックの崩落について、復旧に向けた検討を進めているところです。

内花港については、令和2年度に調査を実施したところ、一部のブロックの散乱が確認されたものの、防波堤としての機能が維持されていることから、現状を注視していききたいと考えております。

記の7(7)、運天港については、屋根付荷さばき施設の整備を予定しております。

仲田港については、伊是名村との意見交換を踏まえ、必要な予算の確保に努め、対応していききたいと考えております。

記の7(8)、前泊港における今後の新たな港湾施設の整備については、伊平屋村と意見交換を行いながら検討していききたいと考えております。

記の7(9)、野甫港における今後の新たな港湾施設の整備については、伊平屋村と意見交換を行いながら検討していききたいと考えております。

また、泊地のしゅんせつ、係船柱等の整備については、現場の利用状況等を踏まえ、必要な予算の確保に努め、対応していききたいと考えております。

記の7(10)ア、ボーディングブリッジについて、那覇港管理組合は、岸壁背後の施設用地が狭いことから設置せず、埠頭内道路の利用方法等を検討し、関係者と協議を進めていくとのことであります。

記の7(10)イ、可動橋について、那覇港管理組合は、陸域・水域が狭いため、当面、設置せず、将来的な施設の更新時期に整備を検討するとのことであります。

記の7(10)ウ、屋根付歩道の整備について、那覇港管理組合は、平成26年度から事業に着手し、早期の完成を目指しているところであり、引き続き必要な施設整備に取り組んでいくとのことであります。

記の7(11)、兼城港の防波堤拡張整備等については、久米島町と意見交換を行いながら、整備の必要性を含め検討していききたいと考えております。

記の7(12)、兼城港におけるマリーナの整備については、久米島町と意見交換を行いながら、整備の必要性を含め検討していききたいと考えております。

記の7(13)、渡嘉敷港屋根付通路については、観光客等利用者の利便性を

向上させる重要な施設の一つと認識しております。

引き続き港湾の利用状況や施設の維持管理について、渡嘉敷村との意見交換を踏まえ、必要な予算の確保に努め、対応していきたいと考えております。

記の7(14)、座間味港における係留施設の増設やゲストバースの整備については、現地の利用状況を踏まえ、整備の必要性について検討していきたいと考えております。

記の7(15)、粟国港は、静穏度向上を目的に平成30年から港湾改修に着手しており、早期完成に向け取り組んでいるところであります。

記の7(16)、南大東港（亀池地区）の小船だまりの整備については、漁港や港湾の利用状況、海象条件等の調査を踏まえて検討していきたいと考えております。

記の7(17)、北大東港（北地区）の小船だまりの更なる整備については、漁港や港湾の利用状況等の調査を踏まえて、整備の必要性について検討していきたいと考えております。

記の7(18)、多良間港（前泊地区）における景観整備については、既存の港湾施設の利用状況等を踏まえ、多良間村と意見交換を行いながら、整備の必要性を含め検討していきたいと考えております。

記の7(19)、石垣港においては、国直轄事業により水深10.5メートル岸壁（L=420メートル）が整備され、さらなるクルーズ船の寄港が期待されることから、旅客の利便性向上等に資するクルーズターミナルの整備は重要と考えております。

県としましても、国の補助メニューの創設等について、石垣市と連携して取り組んでいきたいと考えております。

記の7(20)については、農林水産部及び文化観光スポーツ部との共管になっております。

まずは土木建築部の説明を行います。

記の7(20)、与那国町における国際旅客船が接岸可能な港湾整備については、町と意見交換を行い、国際旅客線の需要等を踏まえた上で、その必要性も含め検討していきたいと考えております。

次に農林水産部から御説明願います。

○崎山春樹漁港漁場課班長 続きます、農林水産部から説明いたします。

農林水産部の処理概要としましては、県が管理する久部良漁港においては、定期フェリーや貨物線等が係留できる特定目的岸壁を整備しております。当岸壁の使用に当たっては、船が安全に係留できる規格であるか、入港時に漁業活

動や定期フェリーの運航等に支障が出ないか等確認の上、沖縄県漁港管理条例に基づく使用手続が必要となります。

また、同漁港内に町や民間事業者等がC I Q関連施設を整備する際には、同条例に基づく占用許可を受ける必要があります。

県としましては、町や民間事業者等から、岸壁の使用やC I Q関連施設の整備等に係る具体的な相談がある場合は、必要となる条例手続等を説明するなど、漁港管理者として適切に調整してまいります。

農林水産部の説明は以上です。

○前川智宏土木建築部長 次に、文化観光スポーツ部から御説明願います。

○前原芳観光振興課班長 文化観光スポーツ部の処理概要について御説明いたします。

新型コロナウイルス感染症の影響により、我が国では令和2年3月からクルーズ船の運航が一時休止していましたが、令和5年3月以降、国際クルーズ船の受入れが再開され、与那国島では、主に小規模離島を周遊する付加価値の高い小型ラグジュアリー船が寄港しています。

県としましては、様々な主体が取り組むC I Qの環境整備に資するよう、安定的な寄港実績の確保に向けて、引き続き与那国町等と連携しクルーズ船の誘致に取り組んでまいります。

文化観光スポーツ部の説明は以上となります。

○前川智宏土木建築部長 引き続き記の8から御説明いたします。

記の8(1)、伊平屋空港については、これまでの検討から、航空需要や就航する航空会社の確保などの課題が明らかとなっております。

今後も、伊平屋村、伊是名村と連携しながら需要の確保、航空会社の就航意向取付けなどの課題解決に取り組み、早期事業化を図っていきたいと考えております。

記の8(2)、給油施設については、一義的には、民間事業者が整備・運営するものと認識しております。

県としては、空港敷地内への整備要請があれば、関係者と調整の上、敷地の提供について協力していきたいと考えております。

記の8(3)、平行誘導路の設置や駐機場及び貨物地区の拡張については、航空会社の意向等を踏まえ、検討していきたいと考えております。

記の8(4)、滑走路の延長や駐機場の拡張等の空港施設の機能強化に向け

た調査の実施等については、航空会社の意向等を踏まえ、検討していきたいと考えております。

記の8(5)、沖縄県では県管理空港に国内定期便を就航している航空運送事業者及び空港ターミナル事業者に対し、保安施設設置や保安検査に係る費用を補助しております。

国や他都道府県の外国航空会社への補助金の交付状況を参考にしながら、検討していきたいと考えております。

記の9、宮古広域公園は、現在、用地取得及び物件補償を進めているとともに、施設の整備運営に民間資金等を活用する事業手法の検討を進めております。

引き続き宮古島市と連携しながら早期整備に向けて取り組んでまいります。

記の10、現在、県は、老朽化した団地の建替えを優先的に行っているところであります。

過疎地域における定住促進等を図るための公営住宅建設については、市町村が主体的に行うことを基本としており、県としては、その支援に努めていくこととしております。

今後の公営住宅建設については、引き続き意見交換していきたいと考えております。

続きまして15ページを御覧ください。

陳情の第76号県道7号線の琉球団地バス停歩道(那覇市小禄1287-1)に関する陳情について御説明いたします。

記の1、現在、民地の一部を歩道として県が占有している状態であることから、占有部分の買収を進めていきたいと考えており、必要な歩道幅員の確保については、現道路敷地内で検討していきたいと考えております。

16ページを御覧ください。

陳情第85号竹富町における港湾・空港施設整備費の予算措置に関する陳情について御説明いたします。

竹富町内の港湾施設においては、限られた予算の中、優先順位をつけ、市町村と連携しながら、修繕等を行うなど老朽化対策に取り組んでおり、今年度は小浜港、竹富東港の浮き桟橋工事を予定しております。

その他の修繕等については、同町と意見交換を行いながら、必要な予算の確保に努め、対応したいと考えております。

波照間空港の出発待合所の空調設備については、令和6年6月に修繕が完了しております。

17ページを御覧ください。

陳情第96号の2安和琉球セメント出口の交通事故後の対応と対策に関する陳情について御説明いたします。

記の1、搬入中止または使用制限を求めることについて、道路法においては、指導等を行う法的根拠がないことから、道路管理者として対応を行うことは困難と考えております。

なお、当該事故を受け、沖縄防衛局に対し、事故原因が究明され、安全対策がされるまでの間は、土砂の搬出作業を中止するよう求めたところでありませす。

記の2、港湾施設の使用許可については、港湾関係法令上、公物管理の観点から支障を来たすおそれが高い場合を除き、許可することが適当とされ、特定の仕向港、仕出港であることを理由に不許可にすることは、港湾法の不平等取扱禁止規定に抵触することとなります。

引き続き港湾関係法令に基づき適切に処理してまいります。

19ページを御覧ください。

陳情第97号沖縄県総合運動公園庭球場の改修整備に関する陳情について、御説明いたします。

記の1、沖縄県総合運動公園庭球場の改修については、幅広く意見を聴取しながら検討するとともに、令和16年国民スポーツ大会に向け、関係機関と連携しながら整備に取り組んでまいります。

20ページを御覧ください。

陳情第105号死亡事故につながる(つながった)辺野古移設工事に伴う土砂搬出・搬入場所での危険抗議活動中止に関する陳情について、御説明いたします。

当該陳情は県警察の共管になっております。

まずは、土木建築部の説明を行います。

道路法においては、歩行者に対して指導等を行う法的根拠がないことから、道路管理者として対応を行うことは困難と考えております。

次に県警察から御説明願います。

○大濱洋一警備第二課長 県警察の処理概要について、御説明いたします。

県警察では、普天間飛行場移設工事をめぐる抗議行動に関しては、抗議参加者を含む関係者の安全確保、一般交通の安全と円滑を確保し、住民生活に支障を及ぼさないことに配慮しつつ、警察法第2条第1項に規定する個人の生命、身体及び財産の保護と公共の安全と秩序の維持という警察の責務に照らし、犯罪、事故等の未然防止のための各種警察活動を行っているところであり、抗議

行動に伴って違法行為が発生した場合には、捜査や取締り等の必要な措置を講じているところであります。

県警察としては、引き続き適切に警備を実施するとともに、違法行為に対しては、法と証拠に基づき厳正に対処してまいります。

県警察の説明は以上です。

○前川智宏土木建築部長 21ページを御覧ください。

陳情第108号再び人命を失う事故が起きることのないようあらゆる政治活動を行う者に道路交通法などの法律遵守を求め、違反者は黙認することなく取り締まることを求める陳情について、御説明いたします。

当該陳情は県警察との共管になっております。

まずは、土木建築部の説明を行います。

陳情第105号と同じ、であります。

次に県警察から御説明願います。

○前原孝彦交通指導課長 県警察の処理概要について御説明いたします。

県警察では、普天間飛行場移設工事をめぐる抗議活動に関しては、抗議参加者を含む関係者の安全確保、一般交通の安全と円滑を確保し、住民生活に支障を及ぼさないことに配慮しつつ、警察法第2条第1項に規定する個人の生命、身体及び財産の保護と公共の安全と秩序の維持という警察の責務に照らし、犯罪、事故等の未然防止のための各種警察活動を行っているところであり、抗議活動に伴って違法行為が発生した場合には、捜査や取締り等の必要な措置を講じているところであります。

県警察としては、引き続き適切に警備を実施するとともに、違法行為に対しては、法と証拠に基づき厳正に対処してまいります。

県警察の説明は以上です。

○前川智宏土木建築部長 23ページを御覧ください。

陳情第120号沖縄県内での海砂採取の規制強化を求める陳情について、御説明いたします。

記の1、令和2年度から試験的な取組として、実際の採取位置、採取量を示す書類の提出を求めています。今後も継続して提出を求めることとしており、要綱の改正に向けて作業を進めています。

記の2、深掘りに関する規制については、他県の状況を確認するとともに、採取事業者や関係機関への意見聴取も踏まえながら、今後、どのような対応が

可能か検討してまいります。

記の3、本県において海砂利は、建設用骨材などとして必要不可欠なものであります。

年間総量規制の必要性については、将来の建設用骨材の安定供給と関係機関等の意向も踏まえ、慎重に検討していきたいと考えております。

記の4及び5、沖縄県海砂利採取要綱においては、砂利採取法における認可の基準を踏まえ、採取区域を規定しており、自然公園区域、自然環境保全地域及び鳥獣保護区に関する法令の許可等を受けたものについて、採取計画の認可を行っているところであります。

25ページを御覧ください。

陳情第121号辺野古・埋立承認の再撤回を求める陳情について、御説明いたします。

当該陳情は、知事公室との共管になっております。

まずは土木建築部の説明を行います。

26ページを御覧ください。

記の1及び2、再度の埋立承認の撤回が可能かどうかについては、国の代執行による埋立変更承認処分後において、公有水面埋立法の承認要件に係る新たな事由が発生しているかどうかなどを慎重に検討する必要があると考えております。

次に知事公室から御説明願います。

○上間直之辺野古新基地建設問題対策課副参事 知事公室の処理概要について、御説明いたします。

記の2、一般論として、行政処分の撤回は、瑕疵なく成立した法律関係について、その後の事情により、法律関係を存続させることが妥当でないということが生じたときに、法律関係を消滅させるものであることから、関係法令の規定を踏まえつつ、適切に判断される必要があります。

その上で、生物多様性国家戦略や基地機能の有効性等に照らしてどのような対応が取れるかについて、整理する必要があると考えております。

知事公室の説明は以上です。

○前川智宏土木建築部長 土木建築部所管の請願陳情について説明は以上でございます。

御審査のほどよろしくお願いいたします。

○仲里全孝委員長 土木建築部長等の説明は終わりました。

これより請願等に対する質疑を行います。

なお、質疑に際しては、委員自らタブレットの発表者となり、請願等番号を述べた上で該当するページを表し、質疑を行うよう御協力をよろしくお願い申し上げます。

休憩いたします。

午後0時10分休憩

午後1時10分再開

○仲里全孝委員長 再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

質疑はありませんか。

大屋政善委員。

○大屋政善委員 陳情第72号の4、記の3(4)伊計平良川線の件でちょっとよろしいですか。伊計平良川線の総予算と完成年度を教えてください。

○前武當聡道路街路課長 よろしく申し上げます。

伊計平良川線宮城島工区の全体事業費につきまして今約40億円を予定しております。完成時期につきましては、今現在の上原地区のほうで用地測量等を実施しているところで、今後用地取得に取り組んでいくということで、現時点ではまだ完了時期については、いつかというところ、ちょっと明言は今できない状況でございます。

○大屋政善委員 総予算が大体40億円と聞いていますが、現在令和6年度予算が1000万円でしたよね。約40億かかる事業計画の中でね。これだけ現場が遅れている。ただ1000万ということは、皆さん、とてもじゃないけど、ちょっと、来年度の予算ですが、来年度はどういう形で皆さん考えていますか。

○前武當聡道路街路課長 委員おっしゃったように今年度の予算につきましては今1000万を計上しているところで、用地測量等に取り組むということを考えております。次年度につきましてはまだこれから配分をしていくんですが、現状として今4000万程度を計上して配分していこうかなというふうなことは考えております。道路事業につきましては沖縄本島全域で25事業展開してお

ります。その中で、今年度の予算が約13億ということでなかなか今予算の確保が厳しい状況が続いておりますので、そこはしっかり予算確保に向けて地元とも協力しながら取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○大屋政善委員 今来年度予算は4000万ということで聞いておるんですが、4000万と言わずですね、億単位の予算はお願いしたいと思います。億単位の予算は4億でお願いしたいと思います。

以上です。

○前武當聡道路街路課長 予算の額をしっかりと確保しながら予算配分を考えていきたいと思っております。

以上です。

○仲里全孝委員長 大屋政善委員の質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

糸数昌洋委員。

○糸数昌洋委員 陳情第72号の4令和6年度の離島・過疎地域振興に関する要望事項に関する陳情についての中で1点だけですね、今日ちょっと時間がないということで、確認をさせてください。

記の2の渡嘉敷村発注公共工事の入札中に係る案件なんですが、具体的に言うとうどういう公共工事になるのでしょうか。

○安里嗣也技術・建設業課長 離島におきましては、不調・不落が続いているということで、なかなか標準積算した場合の価格単価が折り合わないということでございます。そういったこともございまして、予定価格をつくる見積り活用方式ということで、事前に不調・不落が出た場合、工事によっては見積りを採用して予定価格を作成するというのと、あと人手が不足しているということもございまして、その辺は本島から来たときにはその諸経費で、協議して変更するようなところがございまして、それを渡嘉敷村の担当の方とちょっと情報共有していきたいというふうに考えております。

○糸数昌洋委員 具体的に、離島全体で今回渡嘉敷村と聞いていますので、渡嘉敷村のどの公共工事の入札不調なんですかという話です。

○安里嗣也技術・建設業課長 失礼しました。

どの工事というのは、なかなかその要請の中では、具体的なものがちょっと確認できておりませんので、公共工事全般ということでお答えさせていただきます。

○系数昌洋委員 現地で私が1件だけお聞きした内容では、公営住宅ですかね。4戸か5戸ぐらいの公営住宅だけでも、四、五年前から発注かけるけど、なかなか入札に応じる業者がないというお話を伺いまして、いろいろ県にも御相談して、まさにここに書いてあるように、様々助言とかですね、課題解決に向けていろんな提案もいただいているけれども、なかなかこの不調の状況がずっと数年続いているというお話を伺ったんですね。多分それも大きな案件で、あえて離島というよりも渡嘉敷村というふうに来ていると思うんですが、先ほど言った確かに人手とか、それから離島に係る物資も高騰していますし、大変な状況だと思うんですけども、具体的に、今この渡嘉敷村から出ている、渡嘉敷の公共工事に関して言えば、何がネックで、ここまで四、五年にわたって不調の状態が続いているのかというのは、要因というのは、分かる範囲でどのように分析されているのかというのをちょっと聞きたいです。一般論ではなくてね。

○安里嗣也技術・建設業課長 具体的なものというお話でございしますが、ちょっとまだ分析ができていない状況でございまして、やはり離島という場合は、現地のそういった施工する業者さんがいないということも結構大きいことなのかなと。そこで先ほどちょっと申し上げた内容で、本島から行ってそこで建築する場合も、本島の業者が渡嘉敷まで行って利益が上げられるかどうかという、そういったものもございしますので、その辺り先ほど申し上げました労働者の方の輸送費とか、その辺もう少し渡嘉敷村と調整しながら、あと実際に発注する内容を確認しながら、どういった形でまとめていけば、その離島、特に渡嘉敷村での工事が進むかというのは、調整をさせていただきたいというふうに考えております。

○系数昌洋委員 離島ごとにそれぞれ課題はね、状況は似ているけれども違う案件もあって、島から出て行った人の問題もありますし、また、いろんな人間関係の中で、一つ一つの工事が成り立っているという側面もあるので、ぜひ村側とですね、きちっともう1回丁寧に向き合ってください、何とか、これだ

け長い間不調が続いているというのは、もう異常事態だなど思っていますので、何とか解決の方向性を探っていただきたいと思いますので、これは要望にとどめますので、よろしく願いいたします。

○仲里全孝委員長 糸数昌洋委員の質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

下地康教委員。

○下地康教委員 12ページですね。陳情第72号の4、記の7(18)多良間港に公園を整備することというのですけれども、多良間村と意見交換を行いながらというふうに処理内容ありますけれども、今現在どういう進捗と申しますか、協議と申しますか、話し合いが行われているのか聞かせてください。

○高良亨港湾課長 よろしく願いいたします。

多良間村についてはですね、公園の整備ということがございまして、5月に村長と直接面談をいたしまして、多良間については前泊、普天間と両方ございまして、この陳情にもあるんですが、いろいろ優先順位で、村の実情とうちとしての考え方、その辺りを直接村長さんとすり合わせをしてきました。いろいろ活発に、村長さんと面談をさせていきながら今後の方針というのを今事務方で進めているという状況でございます。

以上です。

○下地康教委員 これ、港湾管理者というのは県というふうになっていると思いますけれども、地元と調整をしながら管理者の県が整備を進めていくという話ですけれども、これどうなんですか、実際その現実性といいますが、実現性というのはどの程度になると考えていますか。

○高良亨港湾課長 今、公園ということで陳情のほう上がってございますが、まずはうちの港の荷さばき地、そこの雑木というか、モクマオウが結構茂っておりますので、まず公園の前に、その雑木等々を伐採して、そのあとに、またいろいろ協議して、場所とか規模とか、その辺りは考えていこうということを話し合ったところでございます。

○下地康教委員 地元からの要望という形だろうと思いますけれども、これしっかりと調整をして進めていっていただきたいというふうに思います。

それと14ページですね、陳情第72号の4、記の8(3)及び(4)、宮古空港と石垣空港が出ておりますけれども、平行誘導路と駐機スポットの増設というふうにありますけど、これ宮古空港の活性化協議会というのがあって、そのほうからも要望が上がっていると思いますけれども、その辺りは、今どういうふうに理解をしていますか。

○呉屋健一空港課長 お答えいたします。

エプロン拡張、スポット増設、平行誘導路については、委員おっしゃるように、活性化協議会及び航空会社から、中型機に対応可能な駐機スポットの整備に関する要望もひっくるめて要望を受けております。エプロンの拡張整備については、本土直行便の開設や中型機導入に対応するため平成29年に1度着手して、現在の形になってから令和2年の4月に供用開始しております。さらなる拡張については、今後航空会社と調整を行いながら、検討していきたいと考えております。

以上です。

○下地康教委員 宮古空港の活性化協議会、これは市長がその座長といいますか会長になっていると思いますけれども、宮古島市の、要するに市としての要望という形になろうかと思うんですね。つまりこういうふうにして平行誘導路、それと駐機場のスポットを広げてほしいと。これ今相当混んでいるんですね。それで増便をするにもなかなか施設が整わないと増便ができないと。また平行誘導路もそうなんですけれども。そこで中型機というのは——今現在宮古島で飛んでいるのは、ほぼ小型機という理解でよろしいですか。

○呉屋健一空港課長 宮古島空港で混み合う時間帯というのは13時から15時台の着陸の回数が増えておりまして、その時に中型機以外にも、大型機も入ったりするパターンもありますので、そこら辺を調査しながら進めていきたいと考えております。

○下地康教委員 この中型機、大型機というのはどういう規模ですか。

○呉屋健一空港課長 中型ジェットとしてはボーイングの767というクラスでありまして、小型が737と呼ばれるものになります。

○下地康教委員 そうですね、つまり737小型機がほぼ主力で今飛んでいると

思いますね。その中型機と言われるのが、やはり要するに大きいほうですね。この中型機を導入したいというふうな航空会社の考え方があると思うんですけどもこれはなかなか導入できないというのが現状なんですね。それをしっかりとやっていくためには平行誘導路、それとその駐機スポットの拡張というところでもありますので、なぜそれが航空会社と折り合いがつかないのか、それちょっと教えていただきたいと思います。

○呉屋健一空港課長 現在、エプロンの拡張に当たって必要となるデータとかそういったものが——定量的なデータ、例えばスポット不足に伴う遅延とか欠航回数等の定量的なデータとかですね、その辺はまず整理する必要があるであろうということから、今回委託業務をかけた上で、その辺を調査していくという予定にしております。

○下地康教委員 この委託業務というのは今年度実施する予定でしょうか。

○呉屋健一空港課長 今年度やる予定にしております。

○下地康教委員 それではもう一つ最後に、陳情第72号の4、記の9、県営公園宮古広域公園の早期整備についてですけれども、14ページですね。事業のタイムスケジュールをちょっと説明していただけますか。

○喜納久都市公園課長 タイムスケジュールでございます。現在用地買収、それから物件補償、それから民間活力を活用した整備手法について検討しているところとなっております。

現時点では、令和2年度に事業着手しまして、用地買収等々を進めておりまして、今後、そういった民間活力を活用した整備手法なりを固めていきまして、その後にもまた整備に、着手していくというところを考えております。

以上でございます。

○下地康教委員 今、実際現場では、工事が着手されているというような状況が見られないんですね。その工事が着手できるような状況というのはいつ頃なんですか。

○喜納久都市公園課長 現在用地買収、それから物件補償、それから整備手法について検討していると。実際の工事に着手時期につきましては、もう少し検

討を重ねまして、なるべく早期に入ってくるような形で、今後取り組みたいと考えております。

○**下地康教委員** この公園はかなり広い面積だと思うんですね。これが全部1度を買収できるというのはちょっと考えられないので、買収した部分からしっかりと工事を進めていくという考え方が大事だというふうに思いますので、ぜひ宮古島の市民の皆さん方が、その工事が、事業が進んでいるというような実感ができるようなタイムスケジュールで進めていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○**仲里全孝委員長** 下地康教委員の質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

玉城健一郎委員。

○**玉城健一郎委員** すみません、では簡潔に質問しますが、7ページの陳情第72号の4、記の3(8)、無電柱化の実現に向けての取組なんですけれども、沖縄県も無電柱化を非常に進めている状況にあります。現在の取組状況を御説明をお願いします。

○**奥間正博道路管理課長** 無電柱化については防災性の向上や良好な景観の形状等を目的としており、県内においては、令和6年までの整備目標180キロメートルに対しまして、令和4年度末に関しては172キロメートルが完成しており、無電柱化におきましては全国8位、九州1位という状況でございます。

○**玉城健一郎委員** ありがとうございます。

かなり前に進めているんですけれども、今この無電柱化を計画する際に市町村の計画が必要だと思うんですけれども、今現在市町村で計画をつくっているところは何か所ありますか。何市町村。

○**奥間正博道路管理課長** 現在41市町村のうち、無電柱化推進計画の策定済みは17市町村となっております。

以上です。

○**玉城健一郎委員** ありがとうございます。

17市町村ということで、特に沖縄県の場合は台風の被害というのがあるので、できれば全市町村でつくっていただいて無電柱化を進めたいと思うんですけど、そういった指導というのは沖縄県は行っているのでしょうか。

○奥間正博道路管理課長 現在、無電柱化推進計画につきましては国と連携して計画策定に向け取り組んでおります。参考でございますが、令和6年度は、現在10市町村が計画を立てるということで策定を進めております。引き続き令和7年度以降も、全市町村が計画を策定できるように取り組んでいるところです。

以上です。

○玉城健一郎委員 ありがとうございます。

ぜひ無電柱化を進めていくためにも市町村に対して働きかけを行っていただいて、また沖縄県の計画、国の計画が前に進められるようにぜひ進めていただきたいと思います。

続きまして、港湾のところなんですけれども、先ほど下地委員も質問されていましたが、空港のところでは滑走路の延長だったり、新石垣空港、14ページの陳情第72号の4、記の8(3)及び(4)ですけれども、延長とか宮古島空港においてもこの施設整備の拡張というものに対して取り組んでほしいということがありますが、こういったそもそもこの空港とかの予算というのは、沖縄県はどのように、どの予算でつくっていましたか。

○呉屋健一空港課長 お答えします。

空港事業、主に国庫補助事業で行っておりまして、そのほかに県の単独費を用いております、一般にハード交付金等は対象外というふうになっております。

○玉城健一郎委員 ありがとうございます。

国庫事業で、この今回質問の中で、ちょっと特定利用空港とか港湾の指定というもので、国がこれを指定することによって、今、那覇空港、石垣港が指定されていますけれども、これを指定された場合の国庫の予算の在り方だったりとか、これまでの沖縄県の予算に対してどのような影響が出ていますか。

○前川智宏土木建築部長 お答えをいたします。

特定利用空港・港湾に関しまして、その指定を受けたときの予算がどうい

ふうになっているかというところでございます。那覇空港、石垣港と指定はございますが、特に現在のところ、予算について別枠で計上されているという状況は確認されていないというところでございます。

○玉城健一郎委員 何かよく、この中で別枠で予算ができていて、何か新たに整備ができるからということで、いろんなところから要請が出てきていると思うんですけども、今のところそういう状況はないということですね。

○前川智宏土木建築部長 現時点で指定を受けた空港・港湾が、はっきりとした別枠で予算が計上されているという情報は得ておりません。いずれにしましても、費用対効果などこれまでの事業と同じような審査がされるというふうに国からは聞いているところでございます。

以上でございます。

○玉城健一郎委員 先ほど空港とか港湾というものは、国庫補助のほうで行っていて、そもそも必要なものだったりとか、延長保全だったりとか需要に応じてしっかりそれは、県としてやれば、普通にこれまでの予算でも拡充だったりとか、あとは改修はできるという認識でいいんでしょうか。

○前川智宏土木建築部長 空港、港湾は島嶼県である本県としては非常に重要な社会インフラでございます。その整備に当たりましては、民間の需要が重要と考えております。その点について今後の需要予測等を見ながら、必要な整備については検討していきたいという考えでございます。

○玉城健一郎委員 先日、この空港に行ってやはり空港もいっぱい、かなり沖縄の観光客も増えてきていて、民間の活用が非常に進んでいると思うんですよ。そういった状況でやはり沖縄県としての本当に拡充というのやはり目指すべきだと思います。そういった状況の中で、国がこの特定利用空港、港湾指定というものになってくると、例えば自衛隊に優先的に使われたりとか、あとは自衛隊と一緒に米軍が使うことによって、様々な影響が出てくると思います。そういった状況をやはり避けていくためにも、これまでの国庫補助をしっかりと前に進めながら、ぜひ沖縄の空港、港湾を整備していただきますよう、よろしくお願いしまして終わります。

○仲里全孝委員長 玉城健一郎委員の質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

新垣光栄委員。

○**新垣光栄委員** 19ページの陳情第97号、総合運動公園庭球場の改修整備に関する陳情ですけれども、これは前期でも継続陳情になっておりまして、運動公園のほうの16面のソフトテニス場の改修をハードコートに変えてくれという陳情だと思うんですけれども、この陳情に対して、沖縄県の処理方針といたしましては、意見を聴取しながら検討するということになっておりますけど、これいつまでにこの改修工事を着工しようと考えているのか。考えをお聞かせください。

○**東恩納昌子スポーツ振興課班長** 私どもは令和16年に開催予定の国民スポーツ大会に向けまして、まずは、準備委員会を今年秋頃立ち上げまして、専門委員会の1つとして、総務企画委員会を今年度中に立ち上げる予定としております。その中で会場等につきましては選定していく方針となっております。

○**新垣光栄委員** 今はソフトテニスコートとハードコートの16面と16面、国体をやる、全国大会をやるとするときには16面ないといけないということで私も見てきました。陳情を受けて、現場も見てきましたけども、今までの国体の中で、そういったテニスコートはソフトしかなかったんですけども、両方できたのかな、国体においてハードもソフトもできていたの。

○**喜納久都市公園課長** お答えします。

過去の国民スポーツ大会の状況についてはちょっと詳細な資料を持ち合わせていないんですが、県内ではソフトとまたハードと、やはり両方やる、利用される団体がございます、そういった中でこういったようにこの県総合運動公園の16面につきましては、当初はクレートコートだったんですが、平成21年の改修の際に人工芝に改修したといったような経緯、そういった過去の経緯をもって、現時点に至っているのかなと考えております。

○**新垣光栄委員** そういう中で関係者に聞くと、やはりテニスといいながらソフトとハードでは、卓球とバドミントンぐらいの大きな違いがあるということをお聞きしています。そういうことを踏まえるとさきの一般質問でも質問させていただいたんですけれども、私はすみ分けが必要ではないかと。今の県総合運動公園はそのままソフトで、そして今奥武山公園にもハードコートがあると

いうことをお聞きしていますので、16面と16面造っていただいて両方がウィン・ウィンで、テニスの全国大会ができるようにしたほうがいいのではないかと、さきの一般質問でも質問させていただいて、すみ分け、那覇の奥武山公園はハード、そして中部の県総合運動公園はソフトということで、すみ分けたらどうかなということ考えているんですけど、どうでしょうか。

○喜納久都市公園課長 委員おっしゃるとおり、様々な団体の様々な御意見があるというふうに承知しております。そういった中でやはりまず幅広く、意見を聴取しながら、関係機関と連携して意見交換をして取り組んでいく必要があるのかなと考えております。

よろしくお願いします。

○新垣光栄委員 もう令和16年、時間がありそうで、今から計画からまた着工まで時間がかかるし、また竣工までも時間がかかると思いますので、しっかり早めに打合せをしていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

もう1点だけ、次は23ページ。陳情第120号になります。

海砂の採取の規制強化を求める陳情ということで上がっています。その3番の処理概要になりますと、本県における海砂利は建設資材などとして必要不可欠なものであります。私も全くそのとおりであってですね。これを大量に今採取すると今後の建設資材の高騰とか、持続ある沖縄県の建設業界がとても困ると思います。そういった意味でも他府県と同じような基準で、ある程度私たちが建設資材で使っている海砂ですので、海砂が取れなくて、建築が困難になっているという諸外国のお話も聞くと、やはり海砂の大切さ、そして沖縄の観光の、砂辺が痩せてきているという現状も踏まえると、様々な調査をしながら、この調査に基づいて、皆さん、政策なり規制なりを入れていかないといけないと思っています。目の前の一時的な利益のために、沖縄県の将来の建設資材の要素とか観光の要素までなくしたらいけないと思っていますので、それをどのように考えているのかお伺いします。

○川上呂二海岸防災課長 お答えいたします。

海砂の年間総量規制につきましては、西日本各府県におきまして、総量規制を実施しているというところがあるのは、こちらのほうでも把握しております。年間の総量規制の必要性につきましては、委員からもありましたように、処理概要にも書いていますけれども、県内における将来にわたる建設用骨材などの安定供給や関係機関の意向を踏まえて慎重に検討していきたいと考えてい

るということで、今年度から年間の総量規制についての調査を、検討を始めていく予定でございます。

以上です。

○新垣光栄委員 ぜひ他府県と比較しながら、将来において、沖縄県民が不利益にならないように、目の前の利益だけ追うのではなく、長期にわたって、不利益にならないような施策をやっていただきたいと思います。よろしく願います。

以上です。

○仲里全孝委員長 ほかに質疑はありませんか。

喜屋武力委員。

○喜屋武力委員 私は9ページの陳情第72号の4、記の5の砂防工事についてなんですけど、この意味、ちょっと教えてもらいたいなというのがありまして、この砂防ダムなんですけど、これ2級河川、1級河川だけにあるものなのか、また指定管理して3級河川のほうに対しても県のほうでできるのか、これを教えてもらいたいなと。

○川上呂二海岸防災課長 お答えいたします。

砂防ダムとか、砂防事業を行っているのは、主に普通河川で砂防事業とかを行っております。通常の河川事業は2級河川——県管理河川で行っておりますので、それは河川事業として事業を行っております。

以上です。

○喜屋武力委員 沖縄県は海がメインです。海洋環境がメインで、観光を中心にしていますので、そういったものが流れ出したらやはりサンゴ、この海で生きる生物がほとんどなくなったら沖縄県の魅力がなくなるんですよ。そういったところを、もうちょっと腰を入れて、県のほうも取り組んでもらいたいというのが、沖縄県民の財産に残るようにやってほしいというのが本命ですので、ぜひ力を入れてくださいというのがお願いです。

部長、そういう感じでございます。

○前川智宏土木建築部長 お答えをいたします。

砂防事業というものは主に土石流による災害防止のために行う事業ではござ

いますが、委員御指摘のとおり、海の環境というところは非常に重要とっておりますので、担当部局とも調整して、取り組める施策については検討してまいりたいと考えております。

○仲里全孝委員長 ほかに質疑はありませんか。
比嘉瑞己委員。

○比嘉瑞己委員 お願いします。
安和栈橋での事故についてお聞きしたいと思います。
17ページですね。

陳情96号の2、安和琉球セメント出口の交通事故後の対応と対策に関する陳情ですが、最初に今回の事故で亡くなられた警備の方の御冥福とけがをされている方のお見舞いを申し上げます。

事故の再発防止を求める観点から質問したいと思います。この安和栈橋出口のほうでのこの抗議活動、5年になるそうです。この5年の抗議活動の中で市民とトラックの事故というのは、これまでもあったんでしょうか。

○前原孝彦交通指導課長 お答えします。
令和元年度から令和5年の過去5年において、人身事故はゲート前に限らず、付近において2件発生しております。

○比嘉瑞己委員 私が聞いているのは、抗議をしている市民と業者との間なんですけれども、この2件というのはそうですか。

○前原孝彦交通指導課長 失礼しました。
今挙げた事故はトラックと自家用車の事故でありまして、歩行者との事故についてはありません。

○比嘉瑞己委員 今のは普通の車両とトラックとの事故ですよ。この出口付近なんですけれども、抗議活動が5年も続いているんですけれども、この日常的にこの機動隊や警察員の配置というのはあったんですか。

○大濱洋一警備第二課長 お答えします。
県警察では安和港、その周辺において、以前より抗議参加者による車両の前でのゆっくりとした歩行や、時には飛び出し、立ち塞がりといった抗議活動が

ございましたので、これが危険かつ違法行為に発展するおそれもあるということで、現場のほうで配置を行っております。

以上です。

○比嘉瑞己委員 もう一つ聞きたいのが、今日の午後私たちこれから行くんですけれども、この港のダンプカーの出入りがかなりの量だったというのを聞いています。私も何度か見ていますが、1日どれくらいのダンプが出入りしているんですか。

○川上呂二海岸防災課長 お答えいたします。

ダンプの台数ですけれども、安和棧橋とか、現地のほうで活動していらっしゃる市民団体のほうからは、台数的には何台が通っているというふうなものはありませんけれども、我々のほうで県サイドで実際何台かというのを把握しているのはございません。

以上です。

○比嘉瑞己委員 道路を管理する県としてもですね、こういった使用状況なのか私は把握すべきだと思います。この安和だけじゃなくて、キャンプ・シュワブ前も、かなりの量のトラックが通っていて、道路の破損とかも目立っていますよ。少ないときでも百数十台、多いときで800台、900台というふうに私は聞いていますので、県としてもこの台数は確認すべきだと思います。

県警にもう一度聞きたいんですけど、先ほどの交通事故は5年間で2件だったんですけれども、今年に入ってから立て続けに起こっていると聞いているんですけど、把握はされていないんですか。

○前原孝彦交通指導課長 今年の人身事故はございません。

物件事故は正確な統計数値としては測っていないので、数値のほうについては、ちょっと分かりかねます。

○比嘉瑞己委員 委員長、ぜひですね、これ多分継続審査になると思いますので、次の議会までにきちんと報告できるようにしていただきたい。私が問題意識を持っているのは、抗議活動も5年になるんですけれどもね、かなり現場では配慮もお互いに、この表現の自由も守りながら、気をつけてやっているんですけども、実際にはその国道の事故が多いよというのを聞いているんです。なので先ほどの2件というのも人身事故だけに限っているので、令和元年から今

年の直近までですね、人身事故が何件で、この物損とかですね、交通事故が何件あったのか、これをちゃんと報告できるようにしていただきたいと思えます。

なぜ聞いているかという点ですね、やはりあれだけ大量のダンプが出るので、本当に交通安全、安全対策が十分なのかという観点で聞きたいんですね。

最後の質問ですけれども、警備会社が誘導とか警備をしていますけれども、この警備会社は、警備する際に県警の講習を受けることが義務ではないけれども、講習をやっているそうなんですけれども、この業者は講習を受けたことはありますか。

○仲里全孝委員長 休憩いたします。

(休憩中に、警備業に関しては生活安全部門で所管しているが、本日は出席していないとの説明があった。)

○仲里全孝委員長 再開いたします。

比嘉瑞己委員。

○比嘉瑞己委員 この質問が次回ぜひ答えられるように御参加をお願いします。

すみません、ではあと1点だけ。

土木のほうでは、防衛局のほうに申入れをしていると、事故原因の究明と安全対策が行われるまでは中止を求めているという件なんですけれども、向こうからの回答はどういうものですか。再開の予定もあるんですか。

○前川智宏土木建築部長 今回県のほうから防衛局に対しまして、事故原因の究明と安全対策がされるまでの間の中止を求めているところでございますが、現時点におきまして防衛局のほうから回答はございません。

○仲里全孝委員長 ほかに質疑はありませんか。

山内末子委員。

○山内末子委員 すみません、1点だけ。

今の安和の件ですけれども、先ほど県警のほうからは人身事故が2件あったということでした。ちょっとそこでいつも活動している皆さんから聞くと、国道が今2車線ありますよね。国道2車線あるうち、ダンプが出て、右側の車線を

通るときに、事故が2件続いたと。それで今の現状としては、右側ではなく、すぐに左折をなささいというふうな、今警備員のほうからはそういう指導があるらしいんですよ。

今回の件については、これから私たちも視察に行きますし、県警のほうでは、原因究明をやっているのですが、これからですけど、この現状については把握していますか。あの小さな道路の中で大きなダンプがすぐに左折をするというこの現状が、ちょっと無理があるかなというふうに、行くと感じるんですけど、その辺についての見解を少しお聞かせいただきたいと思います。

○大濱洋一警備第二課長 お答えします。

ただいまの質問は、安和の港から出るダンプが中央寄りの車線に入っている……。

○仲里全孝委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長及び山内委員から質疑の主旨について補足説明があった。)

○仲里全孝委員長 再開いたします。

山内末子委員。

○山内末子委員 我々が聞いた話だと、今の現状としては、そこで警備をしている警備員のほうは、ダンプが出るときは右側の車線ではなく左側の内側にすぐに曲がるようにという指導をしているんですね。そういうことについては、県警は把握しているのかということをお聞きしたかったです。県警がそういう指導をしているのか、それとも先ほど、指導についてはそちらの管轄ではないと言っていますので、把握していたら聞きたかったんですが、把握していなかったらこの辺も次までに、どのような形で今まであった事故を踏まえて、ダンプを左側にすぐ左折をさせるような状況になったのか、県警の判断なのか、警備会社の警備の皆さんが判断して今こういう状況で指導しているのかというところを確認したいと思いますので、ぜひそこはお願いをいたします。

○大濱洋一警備第二課長 委員の質問の意図を理解しました。

いずれにしても、事故の調査、究明の過程でその前後のやり取りも必要になってくると思いますので、その調査過程で明らかになるものと考えております。

以上です。

○仲里全孝委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○仲里全孝委員長 質疑なしと認めます。

以上で、土木建築部関係の請願等に関する質疑を終結いたします。

説明の皆さん、大変御苦勞さまでした。

休憩いたします。

○仲里全孝委員長 再開いたします。

以上で、予定の議題は全て終了いたしました。

次回は、明7月23日火曜日午前10時から委員会を開きます。

委員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 仲 里 全 孝